

(仮称)埼玉県観光づくり基本計画について

1 観光づくりの基本理念

観光づくりは、観光産業の振興にとどまらず、地域経済の持続的な発展、雇用機会の増大、豊かな生活環境の創造等による活力に満ちた地域社会の実現並びに自然、歴史、文化その他の地域の特性及び魅力の再認識による愛県心の醸成につながるものであるという認識の下に推進されなければならない。(埼玉県観光づくり推進条例第3条)

2 計画の位置づけ

- ① 埼玉県観光づくり推進条例に基づく計画
- ② 埼玉県5か年計画と連動する計画
- ③ 埼玉「超」観光立県宣言の趣旨を踏襲する計画

3 計画の期間

- 平成24年度～平成28年度

4 埼玉県の資源と観光を取り巻く環境(強み・弱み分析)

強み

- ・東京からの地の利、充実した交通網
- ・首都圏約4,000万人のマーケット
- ・B級グルメブーム、人気アニメ、映画やドラマのロケ地
- ・都市の魅力と田園の魅力
- ・多種多様な産業の集積

弱み

- ・有名観光地が少ない
- ・日帰り旅行の率が高い(宿泊施設が少ない)
- ・埼玉といえば、○○という食事が無い
- ・県民の地元への愛着度が低い
- ・外国人の訪問率が低い
- ・観光消費額が少ない

5 計画推進の基本方針

- 1 すべての取組を観光づくりという視点で推進
- 2 県民のおもてなし力の向上と郷土愛の醸成
- 3 民間との連携による事業展開と情報発信・PR

全庁で
施策に昇華

- ・交流人口の増大
- ・経済の持続的発展

県全体の
パワーアップ

6 施策体系(5つの基本施策と取組の方向)

5つの基本施策

① 観光基盤の整備と新たな資源開発

- ・観光振興につなげる公共施設等の整備を推進する
- ・新たな観光資源を発掘し、磨き育てる

② 観光人材の育成と県民のおもてなし力の向上

- ・観光事業従事者等に対する人材育成及び県民の郷土愛向上によるおもてなし力の向上を図る

③ 情報発信と観光PR

- ・民間企業等を活用し、埼玉の観光資源や東京からの地の利を徹底的にPRする

④ 外国人観光客の誘致と観光産業の振興

- ・外国人の誘致活動を積極的に展開する
- ・埼玉に観光客を呼び込み観光産業を豊かにする

⑤ 県産品の販売拡大とブランド化

- ・インターネットの活用やビジネスマッチング支援等による販路拡大、ブランド力の強化を進め、県産品の売上を拡大する